

都区の事務配分の検討のための論点整理 【上水道】

< 基準 >	< 都の評価 >	< 都の評価に対する区の考え方 >
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	水源の確保や広域的施設整備、バックアップ機能の強化など、都民生活と首都東京の都市活動を支えるライフラインとして区域にかかわらず整備されており、今後も安定給水を確保していくためには、都が広域的に処理することが最も効率的であり有効である。	水源の確保については広域的な管理が必要と考えられるが、浄水場以降については、現行の給水区域ごとの複数区による共同処理も可能と考えられるため、都が広域的な立場から処理しなければならない事務とは言えない。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	施設整備や水運用、料金の徴収等の業務を一体的に実施することで、効率的な事業運営を実現しており、特別区へ移管した場合には、事業の効率性が低下し、都民の料金負担が増えることになる。	施設整備や水運用については一定の広域性が必要だが、現行の給水区域ごとの複数区による共同処理を採用すれば、事業効果や事業効率に著しい支障が生じるとは言えない。
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	水道事業の運営には、ダムや浄水施設等の維持管理、水質管理、管路の整備、配水調整、漏水防止など、高い技術とトータルの活用が必要とされるため、これらのノウハウを有しない特別区が各区ごとに人材を確保・育成し処理することは困難である。	高度な専門性を必要とするが、複数区による共同処理や人事交流、技術交流等の方策を用いれば、現行の技術水準を継承することが不可能とは考えにくい。また、他の市町村でも実施しており、特別区が処理することが困難な事務とは言えない。
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	行政区域にこだわらず、地域の高低差利用などを考慮して、合理的・効率的な配水・給水となるよう一体的な施設整備が配備されている。今後とも安定給水を確保していくためには、都が一体的に処理することが必要である。	現行の給水区域ごとの複数区による共同処理など既存の給水区域や地域特性に応じた形態を採用し、必要に応じて相互に連絡調整を行えば特別区が処理することが困難な事務とは言えない。
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	東京の水道はこれまで、一体の施設として整備がなされてきており、大都市東京の基幹インフラである水道の機能を十分に発揮するためには、一元的な水運用や施設整備が必要である。また、大都市東京においては、発災時における給水の確保や都市インフラの迅速な復旧が重要であるが、効果的に実施するためには都が一体的に処理する必要がある。	現行の給水区域ごとの複数区による共同処理を採用し、必要に応じて相互に連絡調整を行えば、安全性・機能性等を損なうとは考えにくいので、都が一体的に処理しなければならない事務とは言えない。
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	水道法第6条第2項の規定により、水道事業の経営は原則として市町村が行い、市町村の同意を得た場合に限り市町村以外の者も水道事業を営むことができることとされている。また、同法第49条の規定により、特別区の存する地域では、都を市町村と同様に取り扱うこととされている。よって、特別区においては都が水道事業を行うこととなっている。	特別区の区域においては、「市町村」を「都」と読み替えることとされているが、水道事業は「市町村以外のもの」も担えることとされていることから、法令上の制約とはならない。
(7) その他特段の事情があるかどうか。	水道事業の運営基盤強化を図るため、平成16年に厚生労働省が策定した「水道ビジョン」において、「都道府県が広域化計画を策定し、ソフト統合等の新たな概念による広域化を推進」することとなっており、都における多摩地区水道の都営一元化は、我が国における広域化のモデルケースとなっている。	『水道ビジョン』は、「新たな広域化施策」として給水サービス向上のために、施設の集中と分散を組み合わせたシステムの構築など、相互委託や共同委託を含めた多様な形態の広域化を挙げている。特別区の区域全域を一元的に処理しなければならない事務とは言えない。

都区の事務配分の検討のための論点整理 【下水道】

< 基準 >	< 都の評価 >	< 都の評価に対する区の考え方 >
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	区部公共下水道は、区部全体で50mm/hに対応する浸水対策、東京湾の水質保全のための合流式下水道の改善・高度処理の推進、汚水処理により発生する温室効果ガスの削減（新技術開発）などの役割を期待されており、広域的な立場から処理する必要がある。	下水道事業については、一定の広域性は必要としても現行の処理区域ごとの複数区による共同処理も可能と考えられるため、都が広域的な立場から処理しなければならない事務とは言えない。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	区部公共下水道は既に一体の施設として整備されており、これを分割するには新たな投資が必要であり、効率性を損なう。また、施設の老朽度合や維持管理コストなどが区ごとに異なるので、分割すれば必要な投資額や管理経費に差が生じることから、料金の地域格差につながる。	現行の処理区域ごとの複数区による共同処理など既存の処理区分や地域特性に応じた形態を採用すれば、事業効果や事業効率に著しい支障が生じるとは言えない。
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	下水道事業は土木、機械、電気、水質、建築など多様な職種の総合力により成り立っている。区毎にそれらの職種について専門的な人材の確保・育成することは困難である。また、都は再構築や合流改善などの新技術の開発・導入において、日本の下水道の技術発展をリードしており、分割によりその水準維持が困難になる。	高度な専門性を必要とするが、複数区による共同処理や人事交流、技術交流等の方策を用いれば、現行の技術水準を継承することが不可能とは考えにくい。また、他の市町村でも実施しており、特別区が処理することが困難な事務とは言えない。
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	行政区域にこだわらず、地域の高低差などを考慮した施設配置、ポンプ所の広域的遠隔操作、污泥処理・再資源化の集約処理など広域的に事業展開を行っている。また、施設更新時には汚水系統の変更等の調整が必要となるなど分割して処理することは困難である。	現行の処理区域ごとの複数区による共同処理など既存の処理区分や地域特性に応じた形態を採用し、必要に応じて相互に連絡調整を行えば、特別区が処理することが困難な事務とは言えない。
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	浸水対策は、下水道整備、河川改修、防潮堤整備など都の他事業との整合を図りながら進めており、一体として行なう必要がある。また、震災対策や発災後の対応を効率的に行なうには、区部全域を一体として取り組む必要がある。さらに東京湾の水質改善など、首都圏全体で公共用水域の水質保全を果たすには、都の一体的管理が必要である。	現行の処理区域ごとの複数区による共同処理など既存の処理区分や地域特性に応じた形態を採用し、必要に応じて相互に連絡調整を行えば、安全性・機能性等を損なうとは考えにくいので、都が一体的に処理しなければならない事務とは言えない。
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	下水道法第42条により特別区の区域においては都が事業主体となっているが、特別区は、都と協議して、主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとされている。一方、地方自治法附則第15条により、協議において定める日までは従前の例により都が処理することとされている。	特別区の住民の用に供する下水道の管理は、都との協議により特別区が行うこととされていること等から、協議が整えば、法令上の制約とはならない。
(7) その他特段の事情があるかどうか。	下水道施設の建設にあたっては必要資金の多くを借入金（企業債）でまかなっており、借入金（企業債）の残高は、平成18年度末で2兆4千億円を超えている。事業を移管する場合、借入金を各区に振り分けることは事実上不可能。また、3箇所の水再生センターで造水した再生水を、23区に点在する供給地区へ送水しており、一体的運営が不可欠である。	再生水の送水や借入金については、具体化に向けた検討の中で対応策を整理すべき課題である。